

茨城県健康長寿日本一を目指す条例【概要版】

1 目的 (第1条)

○健康づくりについて基本理念等を定め、県の責務・県民等の役割を明らかにすることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

○県民一人一人が様々な場において、生涯にわたって、ウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる地域社会の実現と健康寿命の延伸に寄与

2 定義 (第2条)

○健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
○健康づくり：全ての県民が健やかで心豊かに暮らすことができるよう、栄養及び食生活並びに運動、休養、喫煙、飲酒、歯及び口腔の健康に関する生活習慣の改善等に主体的に取り組むこと

3 基本理念 (第3条)

○健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。
(1) 県民が生き生きと暮らすことができるよう、県民一人一人の心身の健康の保持及び増進を図るための取組であって、その年齢、心身の状態等に応じ、生涯にわたって行うこと。
(2) 県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることに鑑み、県民の相互の協力の下、社会全体として推進すること。
(3) 保健、医療その他関連分野における予防医学等の専門的な知見に基づき、県民総参加により推進すること。

4 各主体の役割等 (第4条-第8条)

○県の責務（総合的かつ計画的な施策の策定等）、市町村との連携協力等、県民・健康づくり関係者・事業者の役割を明確化

5 基本計画 (第9条)

○県民の健康づくりを効果的に推進するための計画を策定

6 基本的施策（第10条—第25条）

(1) 調査研究等（第10条）

○情報の収集・分析・調査研究、市町村における情報の収集等の協力等

(3) 認知症の予防等（第12条）

○診断、治療等を受診しやすい環境の整備、正しい知識の普及啓発・理解の増進等

(5) オーラルフレイルの予防及び改善（第14条）

○歯科検診等を受診しやすい環境の整備、普及啓発等

(7) 栄養学等に関する知識の習得等（第16条）

○栄養学及び食育に関する知識の習得の指導、食事・飲酒に関する普及啓発等

(9) 適切な休養等（第18条）

○日常生活における適切な休養・睡眠の重要性に関する普及啓発等

(11) 高齢者の健康づくり（第20条）

○健康づくりに関する普及啓発、高齢者が過ごしやすい居場所づくり、環境整備等

(13) 県民の理解の促進（第22条）

○健康づくりの重要性についての県民の理解・関心を深めるための情報の提供等

(15) 健康づくりに関する教育の推進（第24条）

○乳幼児期から健康な生活習慣を身に付けるための学校等における教育の推進等

(2) 生活習慣病の予防等（第11条）

○健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備等

(4) フレイルの予防及び改善（第13条）

○相談体制の整備、普及啓発等

(6) 感染症の予防（第15条）

○感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発等

(8) 運動の習慣化の推進等（第17条）

○筋肉トレーニング等の運動を実践しやすい環境整備、運動を行う習慣の定着の推進等

(10) 心の健康の保持等（第19条）

○相談体制の整備・普及啓発等

(12) 女性の健康づくり（第21条）

○女性に特有の問題を解決し、自ら健康の保持・増進に取り組むための環境整備等

(14) 人生会議に関する普及啓発等（第23条）

○人生会議についての県民の理解・関心を深めるための普及啓発、人材の育成等

(16) 人材の確保及び育成（第25条）

○健康づくりに関する専門的な人材の確保・育成等

7 その他

○年次報告（第26条） ○推進体制の整備（第27条） ○財政上の措置（第28条）

8 施行日

公布の日

茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例【概要版】
(条例の一部改正に伴う修正箇所は、赤字で表記)

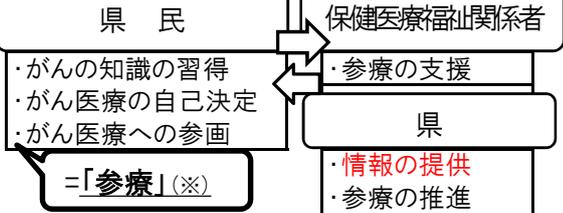
I 目的(第1条)

〔(※)=特徴的な規定〕

○県民の参療の推進等(第2条)

がん対策基本法の趣旨に則り、がん対策の基本となる事項を定める

- ・がんによる死亡者数の減少
- ・がん患者とその家族に対する支援
- ・がんに罹患した後も尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる社会の実現



II 県の責務と県民等の役割(第3条-第9条)

〔役割〕

県 ・参療の推進のための環境整備 ・がん対策に関する総合的な施策の策定、実施	連携協力	市町村	・がんの予防のための施策の推進 ・がん検診の実施と検診受診率向上のための施策の推進
		県民	・がん予防への注意、積極的かつ定期的ながん検診・精密検査の受診 ・保健医療福祉関係者との信頼関係に基づく参療
		保健医療福祉関係者	・がんの予防や早期発見の推進、質の高いがん医療の提供 ・がん患者の看護や介護、患者と家族からの相談等必要な支援 ・県民の参療を支援するために必要な情報の提供と説明
		事業者	・従業員に対するがん検診受診促進、検診を受けやすい環境整備 ・がんになった従業員が働きながら治療や看護できる環境の整備
		教育関係者	・児童生徒、学生に対するがんに関する正しい知識・参療の考え方の教育 ・児童生徒、学生に対するがん患者への正しい認識を深める教育

III 基本的施策(第10条-第24条)

1 がん予防の推進

- ・がんに関する正しい知識の普及、啓発
- ・がんの予防に携わる者の育成、活動支援(第10条)
- ・たばこの健康影響対策(受動喫煙の防止等)の推進(第11条)
- ・がん教育の推進(児童生徒、学生、教員、保護者(※)を対象)(第12条)
- ・女性特有のがんの予防の推進(第19条)

3 がん医療の充実

- ・がん診療連携拠点病院等のがん医療推進、機能強化、当該病院等と他の医療機関等の連携推進
- ・専門的知識を有する医療従事者の育成
- ・がん医療での歯科医療との連携推進
- ・がんゲノム医療の推進
- ・妊孕(にんよう)性温存療法等の推進
- ・がん患者の治療に係る満足度の向上(※)(第17条)
- ・がん登録の推進(第18条)
- ・小児及びAYA世代(※)のがん対策の推進(第20条)
- ・在宅医療の推進(療養環境の改善)(※)(第21条)
- ・緩和ケアの推進(第22条)

2 がん検診の推進

- ・がん検診、検診結果に基づく受診の重要性の啓発
- ・がん検診の受診奨励を行う者の育成、活動支援
- ・がん検診を受けやすい環境整備促進
- ・がん検診の精度管理の推進(第12条)
- ・がん検診受診率目標「60%」の設定(※)
- ・国民健康保険の被保険者の受診率の向上(※)
- ・上記受診率と他の保険者との受診率との受診率等の格差の是正(※)(第14条)
- ・「がん検診推進強化月間」の設定(※)(第15条)
- ・がん保険等の有用性を含めた必要な啓発(※)
- ・がん検診推進のための協議の場の設置(第16条)
- ・女性ががん検診を受けやすい環境整備促進(第19条)

4 がん患者とその家族に対する支援

- ・がんに関する総合的な情報の提供
- ・がんに関する相談支援体制の整備促進
- ・セカンドオピニオンを受けやすい環境整備の支援
- ・がん患者等の交流の場、がん患者の心身機能維持回復や日常生活の自立援助のための場等(※)
- ・がんを理由に不利益な取扱いを受けない社会の実現
- ・アピアランスケア等社会参加の促進に対する支援(※)(第23条)
- ・就労の支援(がん罹患後の就労継続や再就職の支援(※))(第24条)

5 その他

- ・がん対策推進計画との関係、計画の進捗状況の公表(第25条)
- ・施策の実施に係る定期的な調査(第26条)
- ・議会に対する年次報告・公表(第27条)
- ・がん対策推進体制の整備(第28条)
- ・財政上の措置(第29条)

IV 施行日

公布の日